

入札参加資格について

・競争入札参加資格とは

地方自治体が物品の購入や役務の提供を受ける契約を行おうとする場合、地方自治法第234条の規定により、原則一般競争入札の方法によることとされています。この一般競争入札に参加するためには、地方自治法施行令第167条の4に規定される入札に参加できない者でないかなどの審査を受ける必要があります。

そのため、県では地方自治法施行令第167条の5及び大分県契約事務規則第19条の規定に基づき、一般競争入札に参加できる者かどうかの審査を事前に行い、入札に参加できる事業者を定めています。この審査を受け基準を満たした者に対して与える資格を「競争入札参加資格」といいます。

また、この審査の方法などを定めたものを、「競争入札に参加する者に必要な資格」として告示を行っています。

・競争入札参加資格の種類

県の競争入札参加資格は「建設工事」、「測量等」、「物品及び役務」などの契約の種類別ごとに資格審査等を定めその内容を告示しています。それぞれの告示で定めた審査基準にそって経営状況、経営規模、技術的能力、営業資格、その他客観的事項などについて審査を行っています。

・資格を取得するために必要な書類と申請の時期

競争入札参加資格の種類ごとに審査に必要な申請書の様式、添付書類などを定めていますが、共通する提出書類もあります。例えば、「登記事項証明書」、「印鑑証明」、「営業許可証」、「納税証明書」などは、概ね共通して提出が必要なものとなっています。

また、申請の時期についても、入札参加資格の種類ごとに異なっており、その申請書の提出先もそれぞれの資格を定めた部署に提出する必要があります。

・競争入札参加資格の有効期限

審査の結果、資格が認められた場合は、その事業者に「競争入札参加資格」が与えられます。この資格の有効期限内で、一般競争入札の参加条件に該当する種類の入札参加資格を有していればその入札案件に参加することができます。

競争入札参加資格の有効期限は種類ごとに異なりますが、県の主な競争入札参加資格は最長で2年間となっています。

・県内全自治体の資格申請・審査の共同運用について

「物品及び役務」に関する競争入札参加資格は現在、自治体ごとにそれぞれ申請・審査を行っています。そのため、1事業者が複数の自治体に登録を行う場合は、それぞれの自治体へ申請等の手続きを行う必要があり、最大19回の手続きが発生していました。

今回、全自治体への申請・審査を大分県庁内に開設する共同受付センターに集約するため、資格審査の申請手続きや変更手続きなどが一度ですむことになり、手続きの負担軽減化や事務の効率化が期待できます。